



北見市医療・介護連携支援センター
〒090-0837 北見市中央三輪2丁目302-1
医療法人社団高翔会 北星記念病院内
TEL 0157-51-1244

お口の健康がその人の生き甲斐を守る オホーツク圏域在宅歯科医療連携室へご相談ください

オホーツク圏域在宅歯科医療連携室 相談員(歯科衛生士)宮崎尚子さん 北見歯科医師会 公衆衛生担当部長 竹村昌浩先生へ聞く

令和元年6月、厚生労働省が発表した「在宅歯科医療提供体制の充実に向けた議論の整理」では、「要支援・要介護高齢者の口腔内の状況は良好とはいえないことが多く、潜在的な歯科医療口腔ケア等のニーズがあると考えられるが、患者からの訴えがない場合はそのニーズを把握することが難しいため、介護支援専門員等も含めた他職種との連携が必要である」としています。口腔ケアは誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔の健康と全身の健康との関係が指摘され、在宅生活を維持する上で重要です。そこで今回は北見歯科医師会が設置している「オホーツク圏域在宅歯科医療連携室」の相談員で歯科衛生士の宮崎尚子さんと、北見歯科医師会 公衆衛生担当部長の竹村昌浩先生(竹村歯科クリニック)のお二人から、オホーツク圏域在宅歯科医療連携室や地域の歯科診療に関する課題についてお話しをお聞きました。

オホーツク圏域在宅歯科医療連携室の概要や相談内容を教えてください。

オホーツク在宅歯科医療連携室は北見歯科医師会が平成29年12月、市民の皆さんと歯科診療所をつなぐ窓口として開設しました。道内では現在、道南、道央、道北、オホーツク、十勝、釧路の6圏域に設置しています。介護が必要で、歯科医院への通院が困難な高齢者の方などを対象に、在宅歯科診療の申し込み、歯や歯ぐきの痛み、入れ歯の不調、食事がとりにくいなど、様々なお口のトラブルの相談をお受けしています。相談は患者さんばかりでなく、介護事業所、医療機関、ケアマネジャーさんや地域包括支援センターなどからのご相談もお受けしています。また介護事業所や医療機関などの職員向け研修会のサポート、講師の派遣や地域ケア会議への参加など、地域における在宅歯科医療を推進するための連絡・調整も行っています。

どんなタイミングで相談したら良いのでしょうか

高齢者は歯の喪失による咀嚼機能の低下があった場合、咀嚼できる限られた食品をのみを選択し、歯科治療はせず不自由を我慢し、加齢によるものとあきらめ、家族や支援者へも伝えない傾向があるとされています。そのため症状が進行した後に発覚



宮崎さん 竹村先生 ありがとうございます

し、もっと早く連絡を頂けたら治療の選択肢があったと感ずることがあります。食事に時間がかかるようになった、むせやすくなった、食べる量が減ったなどの小さな変化をご家族やケアマネジャーさんが気づいてご相談やご連絡いただきたいと思います。

令和3年6月からは特にケアマネジャーの皆さんから気軽に相談を受けやすいよう専用の相談依頼票と依頼方法を定めましたので気軽にご活用頂きたいと思ひます。(2頁「北見市における訪問歯科診療の相談手順を定めました」参照)

歯科医療連携室へ相談したあとの流れはどのようになりますか

かかりつけ歯科医がいらっしゃる場合は、その歯科医に訪問診療の依頼を行います。かかりつけ歯科医が応需できない場合、お住まいの場所や、治療内容を考慮し、提携歯科医院をご紹介します。

目次 :

- 1 お口の健康がその人の生き甲斐を守る
- 2 在宅歯科医療連携室への相談依頼について
- 3 科学的介護情報システムにおける医療系サービス活用の重要性について
- 4 北まるnetで「グループセッション」が使えるようになります
- 4 在宅療養支援としての老健活用セミナーにご参加ください



北見市医療・介護連携支援センター
のホームページ 是非ご覧下さい

また、在宅歯科診療が必要かどうか判断に悩まれる場合もあると思います。その際には無料で事前訪問にお伺いさせていただきます。

訪問歯科診療などで印象に残った出来事はどんなことがありましたか

歯がぐらついているけれどもご本人の訴えがなく同居のご家族やケアマネジャーが気付かなかったケースです。体調不良となり医療機関で検査をしたけれども原因が見つからず困り果てていました。ひょんなことから歯の異常に気が付き、歯科治療をしたところ体調不良が治りました。後日本人へ尋ねたところ「歯が痛かったので機嫌が悪く、しゃべりたくなかった」そうです。症状があるからといって本人が必ずしも痛みを伝えてくれる訳ではないと気付かされました。お口の健康がその方の生活の質、言い換えれば生き甲斐までも影響を与えたいと思います。

訪問歯科診療のニーズは隠された発見しづらいニーズであるとも言えるのですね

その通りです。隠されたニーズと言えば、訪問歯科診療を必要とする地域のニーズを速やかに治療等へ結び付ける重要性を感じたケースもあります。先日、歯科医師会へ「訪問歯科診療を依頼したい」という相談がご家族からありました。既に要介護認定を受けており、担当

のケアマネジャーさんもいらっしゃるようでした。「訪問歯科の診療先は家族で探してください」と言われたそうです。訪問歯科診療をしているのが不明なため、ご不便をおかけしてしまいました。北見歯科医師会では現在、訪問歯科診療が可能な医院リストを作成中です。今年度は北見歯科医師会のホームページを刷新し、訪問歯科診療が可能な医院リストを皆さんへ公開する予定です。

また医療介護連携支援センターと共同して訪問歯科に関する「口腔機能の課題の発見のコツ」や「訪問歯科診療の活用のポイント」などの講演動画を作成し、介護事業所等の皆様へ研修材料として活用して頂ける準備を進めて参ります。

ケアマネジャーの皆さんへ伝えたいことはありますか

ご家族が熱心な場合は歯科医院での定期的な口腔ケアが可能ですが、一人暮らしの方や介護者が忙しい場合は、お口のケアがなかなかできず状態が悪くなっている現状があります。そのような方々のために訪問歯科診療制度があるのですが認知度は決して高くありません。周知を徹底するため、利用者の口腔の状態の把握など、ケアマネジャーの皆様のお力をお借りしたいと思っています。気軽に利用できる身近な機関となれますよう充実させて参りますので是非ともご利用ください。

北見市における訪問歯科診療の相談手順を定めました

北見市医療・介護連携推進事業における今年度の取り組みとして、ケアマネジャーのケアマネジメントにおける訪問歯科診療の利用促進を目的とし、北見歯科医師会オホーツク圏域在宅歯科医療連携室への相談依頼方法について北見歯科医師会と協議し、手順を定めました。

本手順は訪問歯科診を開始するにあたり、通院が困難(疾病や傷病により通院が困難な患者さんは個々の症例ごとに歯科医師が判断します)でかつ、かかりつけ歯科医師の歯科診療が受けられない場合のみに限った場合での手順を示したものです。ですが、歯科医療口腔ケア等の課題があるのではないかと感じた段階でもまずはご相談ください。

また本手順の対象者は北見市内の利用者に限ります。北見市在住以外の利用者については「オホーツク圏域在宅歯科医療連携室(北海道歯科医師会ホームページ掲載)」の手順及び様式にて相談となりますのでご注意ください。開始日は令和3年6月1日とし、「相談依頼票」は医療介護支援センターのホームページからダウンロードできます。

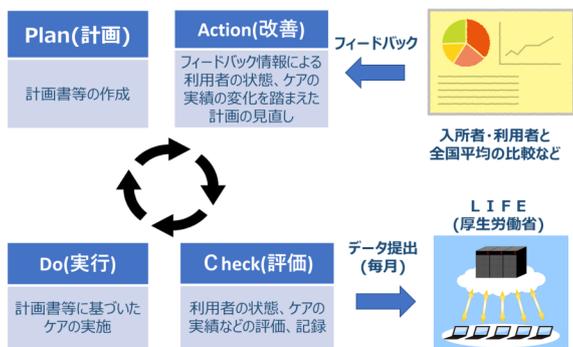
訪問歯科診療開始までの介護支援専門員が実施する手順

- 1 介護支援専門員等によるアセスメント。
- 2 訪問歯科診療が必要と判断され(目的・訪問内容など)、かつ「通院が困難である」「かかりつけ歯科医師の訪問歯科診療が受けられない」かどうかを確認する。(疾病や傷病により通院が困難な患者さんは個々の症例ごとに歯科医師が判断します)
- 3 介護支援専門員がご本人、ご家族からの同意を得る。
- 4 介護支援専門員が「北見歯科医師会 オホーツク圏域在宅歯科医療連携室 相談依頼票」をFAX する。(相談レベルのものでも可)
- 5 オホーツク圏域在宅歯科医療連携室が相談依頼を受理、北見歯科医師会で検討し、以下を介護支援専門員へ連絡する。
 - a) 訪問歯科医師の調整、または提携歯科医院の紹介。
 - b) 在宅歯科診療の必要性の有無の判断のための事前訪問(無料)。
- 6 訪問歯科診療の開始。介護支援専門員は治療内容や治療予定期間などを歯科機関より情報提供を受け、他のサービス等と調整を行う。

令和3年度の介護報酬改定で「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用が始まりました。これは介護保険だけの話しではありません。利用者の心身機能の維持向上という成果を実現するためには、医療系サービスを活用し患者、利用者に対する健康課題の評価や改善方法を含めてケアプランへ反映することが求められます。「科学的介護情報システム（LIFE）」という新時代の医療介護連携について考えてみました。

令和3年度の介護報酬改定は大きな転換がありました。「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用が始まったことです。（Long-term care Information system For Evidence: LIFE）科学的介護情報システムとは、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供を目的に、LIFEを用いた毎月の厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による、PDCAサイクルによりケアの質の向上を図る取り組みです。つまり漫然とした介護サービスの提供から、効果検証を繰り返すサービス提供への新時代の幕開けとも言えます。決して今まで何もしなかったということではありませんが、「なぜそのケアをするのか」「このケアプランは何を効果として求めているか」、「その結果はどうだったのか」という説明と検証をサービス提供者へ求めることにより、ケアの質と効果を高めていく新しい介護サービスの仕組みとなったのです。

LIFEを用いたPDCAサイクル推進のイメージ



そこで重要となるのが「どのようにしてケアの効果を測るのか」ということです。例としてトイレ動作を例にしましょう。従来は、全介助-半介助-自立といった大まかな分類しかありませんでした。しかしトイレ動作の半介助といっても動作を細かく分類すると、ベッドから起き上がる-車いすへ移乗する-車いすをこいでトイレへ行く-トイレのドアを開ける-便座へ移乗する-ズボンを下す、など細かな動作に分類できます。単にトイレ動作が半介助とは言ってもどの動作、例えば立ってズボンを下す動作だけが上手にできないという場合もあるでしょう。そこでリハビリテーションの観点から「立ってズボンを下す動作」の具体的なできること、できないことを分類し、「で

きる可能性のあること(機能予後)」を評価し通所介護計画など各介護事業所のケア計画へ反映していくことが必要となります。

今までケア計画は個々の介護事業所の中だけで取り扱いが終わってききましたが、「科学的介護情報システム」では、そのデータが全国の介護事業所から厚生労働省へ提出され、その後膨大なデータが処理され効果のある方法が通所介護など介護事業所へフィードバックされます。これを各介護事業所が活用するPDCAサイクルとなります。

この科学的介護情報システムを活用するにあたり重要となるのが医学的な観点からの利用者の状態の把握です。これをケアマネジャーが単独で情報を収集していくのは困難です。そこで医療系サービスの各分野からの知識や視点が必要となります。

本号の巻頭で口腔ケアの課題を取り上げました。利用者の問題の原因は誰も気づかない意外なこともあります。ケアマネジャーは「科学的介護情報システム」のデータ提出こそ求められてはいますが、介護事業所などではデータ提出と厚生労働省からのフィードバックの活用が始まり、ケアマネジャーへ情報提供を求めることも予測されます。今後は介護事業所ケア提供の前提として、訪問歯科における口腔ケアの課題の把握、居宅療養管理指導(薬剤師・管理栄養士)などの評価と課題抽出、疾病予防としての生活管理のための訪問看護などの医療系サービスの活用でケアマネジャーが利用者全体の心身状態を把握することが必要となってくるでしょう。

医療・介護連携支援センターではこういった医療介護連携支援の一つとして、昨年度訪問看護で開始した、相談やサービス依頼票の活用と手順の取り組みを、令和3年度では訪問歯科診療、居宅療養管理指導(薬剤師・管理栄養士)などへも範囲を拡大します。医療系サービスを上手に活用することにより、科学的介護情報システムへの対応ばかりでなく、利用者の健康と在宅生活の維持に地域の各職種が協力していくことを支援して参ります。

北まるnetで新機能「グループセッション」が使えるようになります



医師
システム部

ショートメール



医療介護連携の連絡ツールとしてご使用いただいている北まるnetですが、今年度より「グループセッション」というポータルサイトの運用を予定しています。従来は北まるnetで選択した患者さん、利用者さんを介し、閲覧を承認された機関同士でしかやり取りできませんでした。しかしグループセッションでは患者さん、利用者さんを選ばずに個人(または事業所の部署)同士で情報のやり取りが可能となります。

現在は入院時情報提供書を医療機関へ提出する際に利用することが多いと思われませんが、グループセッションでは利用者に関わる事業所へ利用者のお休みなどを一斉に連絡が出来たり、サービス提供票や実績票の事業所間でのやり取りもPDFなどで可能となります。またスケジュール機能ではサービス担当者会議の日程調整や意見照会なども可能です。

ケアマネジャーの業務負担軽減や事業所間での情報交換、添付ファイルのやり取りなど非常に便利になります。もちろん北まるnetの安全なセキュリティの下で送信され、厚生労働省が推奨する「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(TLS1.2)」にも適合しています。令和3年6月中旬ごろ、北見市医療福祉情報連携協議会より、オンラインでの説明会をご案内する予定です。

「在宅療養支援としての老健活用セミナー」にご参加ください

要介護者の在宅療養を妨げる理由の一つに心身機能の低下があります。肺炎などの疾病が契機となる以外にも、活動量の減少で徐々に生活機能は低下している場合も多いでしょう。低下した機能の回復には早期のリハビリテーション介入が有効ですが、居宅ケアプランでリハビリテーションサービスが機能低下に対し、タイムリーに活用ことは難しいと思われます。

介護老人保健施設はリハビリテーションのセラピストも豊富でかつ、サービスチャンネルも通所リハ、訪問リハ、短期入所や入所など多岐に渡ります。各サービス単体としての活用ばかりでなく、在宅復帰以後の在宅療養支援機能として大規模多機能を有する老健をリハビリテーションサービス拠点として活用することにより、短期集中の入所リハビリテーションなど、低下した生活機能を向上させ、在宅生活を諦めることなく継続させることが可能となるでしょう。

そこでこの度、北海道老人保健施設協議会の協力を得て、在宅療養を支援する機能としての老健の活用法をケアマネジャー等へ紹介し、老健を利用する対

象者のイメージを広げ、日常の療養支援の推進を目的としてセミナーを実施いたします。

セミナーでは北見市内にある3つの介護老人保健施設における生活機能向上の取り組みを以下のテーマに沿って紹介します。

- 廃用症候群を防止、改善させた症例
- 家族の介護力低下を補った症例
- 認知機能の低下を改善させた症例

対象は、介護支援専門員、医療機関の退院支援担当者、介護保険サービス関係者等としました。

セミナー開催日は以下の通りです。

1. 令和3年7月20日(火) 15:00～老健さくら
 2. 令和3年8月17日(火) 15:00～老健いきいき
 3. 令和3年9月17日(金) 15:00～老健緑風
- 場所 北見市総合福祉会館(北見市寿町3丁目4-1)
皆さんが参加しやすいよう、会場への直接参加50名、当日のオンデマンド配信参加100名、後日のアーカイブ配信の3種別で募集します。詳細、お申し込みは当センターのホームページでご確認ください。



下の二次元QRからお申し込み
できます
締め切り7月10日までです



発行者 北見市医療・介護連携支援センター 関 建久 (医療ソーシャルワーカー)・敷中理香 (看護師)
〒090-0837 北見市中央三輪2丁目302-1 医療法人社団高翔会 北星記念病院内
電話: 0157-51-1244 (センター直通) FAX: 0157-51-1241
電子メール: kitami.medicare@nouge.gr.jp H P : <https://www.nouge.gr.jp/center/>